主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中秀恵の上告趣意は、憲法三八条三項違反を主張するけれども、被告人が犯人であるとする証拠が被告人の自白だけであつても、右自白と右自白以外の証拠とによつて当該犯罪事実が認められる以上は、憲法三八条三項に違反しないことは当裁判所の判例(昭和二三年(れ)第一三八二号同二四年一一月二日大法廷判決参照)とするところであるから、所論は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月二〇日

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官